

第 20 号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に 1 通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※」のある欄		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。また、記載する金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。	
3 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載してください。	
4 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該課税信託についてこの申告書を提出する場合は、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
5 「所在地」	本店所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、当該市町村内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末(中間申告の場合は、その計算期間の末日)現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。	
8 「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。	
9 「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) 連結法人以外の法人((3)を除きます。) 法第292条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)を除きます。) 法第292条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額	
10 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書別表1の10欄の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載してください。かつこ内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額、土地譲渡利益金額に対する法人税額、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻税額の合計額を記載してください。	

11 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ⑤」	連結法人及び連結法人であった法人は、第 20 号様式別表 1 の⑦の欄の金額を記載してください。	税率は、事業年度開始の時期により、次のとおりとなっています。 令和元年 10 月 1 日～ 8.4%
12 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ⑥」	⑤の欄の金額を②の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち②の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に③の欄の数値を乗じて得た額を記載してください。 ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第 22 号の 2 様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載してください。	平成 26 年 10 月 1 日～ 12.1% 上記以前 14.7% 「課税標準」の欄の金額に 1,000 円未満の端数があるとき、またはその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てて記載してください。
13 「差引法人税割額 ⑩」	この金額に 100 円未満の端数があるとき、またはその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てて記載してください。	
14 「算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑮」	暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じた場合は切り捨てて記載してください。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
15 「⑰のうち見込納付額 ⑳」	法人税法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）の規定により、確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は、同法第 81 条の 24 第 1 項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（献血申告法人に限ります。）を含みます。）が、市町村税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。	
16 「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載してください。なお、新設又は、廃止された事務所等にあっても算定期間の末日現在における従業者の数を記載してください。	
17 「還付請求税額」	中間申告税額の還付を受けようとする場合において、その中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。 この場合に還付請求税額として記載する金額は、⑭の欄又は⑱の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。	